

モノレール技士認定規約

モノレール工業協会

平成19年4月1日

モノレール技士認定規約

モノレール工業協会

1.(目的)

モノレールを製造するメーカーが、モノレールの販売及びレンタルしたモノレールの取扱いについて、使用者及びメーカー、販売店、また、レンタル業者でモノレール事業に携わるもの(以下関係者)の安全意識の向上のために設けることを目的とする。

2.(資格取得対象者)

モノレールの構造、取扱いについて熟知し、施工・メンテナンス・安全指導等を関係者に十分理解していただける説明ができ、モノレールメーカーがその取扱いを認めた者。モノレールメーカーはモノレールの取扱いを周知徹底するためモノレール工業協会が発行する資料(モノレール技士安全管理要綱)等を中心に講習をし、認定を受ける者はこれに参加しなければならない。

3.(資格制度)

(1)一級技士

モノレール工業協会の資料に基づき、協会が説明を行い、協会作成の筆記試験を実施し合格者に交付するが、モノレール工業協会技士認定委員会の承認を得るものとする。なお受験資格は、メーカーで開発・製作・販売・施工・メンテナンス等に携わり5年以上の経験を有するものとする。または、7年以上の実務経験を経て、かつ各メーカーが推薦したものとする。(いずれも2級技士資格を所持していること)

(2)2級技士

モノレール工業協会と各モノレールメーカーの資料に基づき、各メーカーが筆記試験及び技術講習を行い協会が合格者に交付する。なお、受験資格として、販売・施工・メンテナンス等モノレールサービス事業に対し、1年以上の経験を有するものとする。2級技士は機種を限定する。

(3)モノレール取扱主任者

各メーカーが講習、交付する。交付証は各メーカー統一とし協会名とメーカー名の連名とする。機種は限定する。

* (1)(2)において各地域の消防署で行っている救命講習を終了していることが望ましい。

4.(取得手続)

(1)協会会員の取引する販売会社は取引メーカーへ技士の写真を3枚添付し、該当技士を推薦する。

(2)推薦を受けた協会員(メーカー)は「協会用申請書」(3枚綴り)に必要事項を記入し、1部控で残し、2部を写真3枚添付し協会事務局へ送付する。

- (3) 協会事務局で認定カードを作成し、1部申請書(写真付)を事務局で保管する。残り1部申請書は認定カードと一緒に会員(メーカー)に返送する。
- (4) 会員(メーカー)は申請者控とチェックの上、取引販社に申請書及び認定カードを返送する。
- (5) 販社は協会の写真付申請書を保管し、技士カードを各々技士に交付する。
- (6) 販社、会員(メーカー)事務局は3年毎に技士の再チェック、再申請手続を行う。
- (7) 協会用認定申請書(3枚綴り)は協会で作成し、各会員(メーカー)に送付する。

5.(費用)

	1級	2級	取扱主任者
申請費用	2,000円	1,000円	1,000円
手数料	1,000円	1,000円	1,000円
資料代	4,000円	5,000~7,000円	3,000円
更新手数料	1,000円	2,000円	1,000円
講師費用 ¹	35,000円	35,000円	35,000円

- 1 講師費用は、1回の講習(1日)での基本日当とする。
- 2 出張講習についての経費は実費(各社出張旅費規定)とする。

6.(資料)[必須項目]

- (1) 機械分解組立
- (2) レール施工基準書
- (3) 安全取扱説明書
- (4) 整備基準書
- (5) 点検記録簿
- (6) 乗用モノレール販売における乗車注意事項基準書
- (7) 安全操作の手引
 - (1)~(7)の内容は会員(メーカー)によって異なる。
- (8) モノレール技士安全管理要綱
- (9) (社)日本農業機械化協会作成の資料(1級技士のみ)

7.(技士の任務)

- (1) モノレール納品に際し、モノレールの安全使用についてその注意事項を需要者が納得理解するまで十分説明しなければならない。
- (2) 協会がPL保険に加入している乗用モノレールについては3年毎に契約しており、その契約の証として協会が発効する保険有効期間を記入した「点検整備済証」の貼り替えをしなければならない。
- (3) モノレール技士は、点検表に基づき始業点検と定期点検を行い、その記録を保管する。

8. (技士の講習資格)

- (1) 1 級技士 (メーカー所属) は、2 級技士、取扱主任者講習を行うことができる。
- (2) 1 級技士 (メーカー以外) は、取扱主任者講習を行うことができる。
- (3) 2 級技士は、機種限定の資格内での取扱主任者講習を行うことができる。
- (4) 取扱主任者は、機種限定の資格内において他の作業員の指導をすることができる。

9. (P L 保険の失効)

乗用モノレールについては、全協会員障害付 P L 保険に加入しており、技士以外の者が機械の取扱い、整備をし事故が生じた場合、保険が適用されないことが生じることがある。

10. (有効期間及び資格の喪失)

- (1) 1 級技士、2 級技士、取扱主任者の有効期間は認定日より向う 3 ヶ年とする。
- (2) モノレール工業協会員より、その会社が認定した技士が、その技士の責任による事故または規則違反を為したとの報告を受けた場合、技術委員会で協議し認定証を取り消すこともある。

11. (モノレール技士認定店制度)

1 級技士が 1 名以上、2 級技士が 2 名以上の正規従業員を擁してモノレール事業に携わるメーカー、販売店及びレンタル業者は、モノレール技士認定店とする。販売店及びレンタル業者については、取扱いメーカーの推薦とする。

12. (実施)

平成 19 年 4 月 1 日

13. (改定記録)

平成 12 月 4 月 1 日

平成 18 年 10 月 1 日

平成 19 年 4 月 1 日

モノレール工業協会

事務局 (株)ニッカリ モノラック部内 岡山県岡山市乙多見 4 8 2 - 1